



富山市告示第々々/号

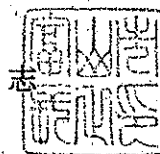
字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙のとおり本市の字の区域を廃止するので、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県単独ほ場整備事業下笹原南部地区における下笹原南部換地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成22年/2月28日

富山市長 森 雅



字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	八尾町 下笹原	小原島	3048番2、3082番2、3083番2、3089番2、3090番2、3093番2、3103番2、3104番2、3106番2、3115番2、3116番2、3117番2、3120番2、3124番2、3129番2、3136番2、3158番

上記の区域内にある市有地の全部を含む。



字の区域の廃止地区位置図

県単独ほ場整備事業 下笹原南部地区
(八尾町卯花土地改良区)

八尾町下笹原

八尾柿木の森
テニスコート

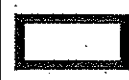
卯花地区センター

八尾一般国道
大沢野線

一般道桐谷 下笹原線

別荘川

下笹原
南部地区



17筆
517m²

八尾町上笹原

0 200m
1:5,000